

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、8月15日に萩野谷利男委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字荻生字光福地内にある畑2筆、面積86.10㎡でございます。</p> <p>農地の現況は保全管理されております。</p> <p>地役権者は申請地において地役権を設定し、自宅へ経由する給水管を埋設したく申請されるとのことでした。</p> <p>申請地については飯能住まい制度による一般個人住宅の建設計画があり、住宅を建てようとする部分に既存の水道管が敷設されており、支障となることから水道管の位置を住宅敷地に支障とならない位置へ敷設替えをするものです。</p> <p>また、当該水道管の敷設替えについては市上下水道部水道工務課と調整済みであり、申請地の地下60cmの深さにて埋設する計画となっており、権利を設定した後についても当該地及び周辺農地に係る営農に支障を生ずる恐れはないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この地役権設定は適切であると思っております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

申請地については飯能住まい制度による一般個人住宅の建設計画があり、住宅を建てようとする部分に既存の水道管が敷設されており、支障となることから水道管の位置を住宅敷地に支障とならない位置へ敷設替えをするものです。

当該水道管の敷設替えについては申請地である2筆を經由し、川を挟んだ対岸側の地役権者の住宅用の水道管として地役権を設定するものです。

今後、申請地2筆を承継地とする地役権設定登記が行われた後に住宅の買主に引き渡されるものとなります。

また、当該水道管の敷設替えについては市上下水道部水道工務課と調整済みであり、申請地の地下60cmの深さにて埋設する計画となっております。

なお、今回の地役権の設定については、農地法第3条第2項における許可要件を適用せず許可を受けられることとなっており、権利を設定した後についても当該地及び周辺農地に係る営農に支障を生ずる恐れはないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた萩野谷利男委員何かございいますか。

2番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございいますか

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

事務局長	<p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
推9番	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、8月22日に新井安典委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字青木字堀ノ内地内にある畑6筆1,809.26㎡及び田1筆899㎡、計7筆2,708.26㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、一部茶の木が植えられており、その他は更地となっております。</p> <p>周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については保谷剛正推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大手コンビニエンスストアを営む法人です。</p> <p>申請地はJR八高線及び国道299号線の北側エリアになりますが、このエリアにおいては商店がなく、買い物に不便を感じている顧客のニーズに応えるため、比較的交通量の多い市道沿いでコンビニエンスストアを開業したく用地を選定していたところ、申請地が開業条件に見合うことから申請地を店舗として利用したく申請をするものです。</p> <p>なお、本申請案件については、令和5年1月12日付けにて農業振興地域整備計画の変更がなされた案件となります。</p>

申請年月日は、令和5年8月7日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は申請地北側の6筆は「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に、申請地南側の1筆は、上水道及び下水道に隣接しており、周囲は概ね500m以内に医療機関及び教育施設の2施設を含むことから、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用目的が実現可能か否かについての資力信用の審査について、今回の申請に関しては建築費、造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無についてですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、事業計画等から、転用目的が許可後に実効されるか否かについて、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の許認可等の実現性について、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、農地以外の土地と一体利用の見込みについてですが、申請地中央にある水路敷部分にボックスカルバートを敷設することで一体的に使用いたします。

6つ目、土地利用計画の規模が、理由書等から妥当か否かについてですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、申請事業が造成のみで終わらないか否かについて、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響について、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた新井安典委員何かございいますか。

9番

特段問題ないと考えます。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございいますか。

6番

申請地北東側の農地1筆については、農地として残るといったことによる

事務局	<p>しいですか。</p> <p>この農地については、今回の農地転用の計画には含まれておりません。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
議長	<p><b>【なしの声あり】</b></p> <p>他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の田島慎司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推7番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、8月18日に肥沼健一委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字白子字原地内にある畑3筆439㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、田島慎司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、1年ほど前までは都内の持家で妻と子どもの4人で暮らしておりました。昨年、小学生の子どもたちに合う教育環境を探し、飯能市に小中一貫校があることを知り、見学会に参加したところ、学校の環境が良く、子どもたちにも合っていると考え、昨年10月に飯能市内の賃貸住宅</p>

に引っ越しをし、転校を決めたものです。

現在の賃貸住宅は、家族4人で暮らすには狭いことから、持ち家を立てて住み続けたいと考えております。

今回の申請地については、小学校の学区内であり、お子さんの通学などにも支障がなく、今回の申請地が最も条件に合うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和5年8月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用目的が実現可能か否かについての資力信用の審査について、今回の申請に関しては土地購入費、建築費、その他に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無についてですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、事業計画等から、転用目的が許可後に実効されるか否かについて、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の許認可等の実現性について、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、農地以外の土地と一体利用の見込みについてですが、該当はありません。

6つ目、土地利用計画の規模が、理由書等から妥当か否かについてですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、申請事業が造成のみで終わらないか否かについて、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響について、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた肥沼健一委員何かございいますか。

6番

この農地転用に関して、適当と考えます。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございま

議長	<p>すか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。</p> <p>市内に工場を構える企業で、既に大字上畑地内にて農業経営を行っております。</p> <p>建設資材のリース業を行っていることから、農業用ハウスの資材にも活用でき初期投資も抑えられるため、施設園芸として高床式砂栽培農法を行っております。</p> <p>経営作物としては、レタス、小松菜、ルッコラ、水菜等です。</p> <p>整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。</p> <p>販路としては、農協直売所、都内の弁当屋などへの販売です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。</p>

	説明は以上です。
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和5年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>